平成２８年（フ）第２９０号
岐阜市茜部中島２丁目22番地２、前住所愛知県常滑市住吉町１丁目98番地の15
債務者　喜友名ケンジこと　キユナ　クラウディオ　ケンジ（ＫＩＹＵＮＡ　ＣＬＡＵＤＩＯ　ＫＥＮＪＩ）
１　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市橋　優一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３１３号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町２丁目305番地１
債務者　江尾美由紀
１　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　服部　誠一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８７号
長野県茅野市米沢768番地
債務者　田中　弘美
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蒲生　路子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月17日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１４４号
北海道中川郡本別町北７丁目４番地19
債務者　望月　道代
１　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３００号
岩手県滝沢市室小路643番地８　ヴィラージュ室小路102号
債務者　渡邊　由香
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７５号
福島県会津若松市東山町大字石山字天寧２番地　プランタンヤギⅡ　201号、前住所福島県会津若松市八日町２番１号
債務者　芳賀　禮子
１　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第２９４号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町３丁目262番地１、前住所岐阜県各務原市鵜沼古市場町２丁目124番地（ａ・プラーサ　301）
債務者　白田万里子
１　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３３２号
岐阜県関市平成通２丁目６番18号　医療法人香徳会　介護老人保健施設　太陽苑、住民票上の住所岐阜県関市桐谷台２丁目10番１号
債務者　塚原　美代
１　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３４９号
岐阜市本荘西３丁目１番地　（スカイハイツ103号室）、前住所岐阜市柳森町２丁目49番地
債務者　栗原　孝子
１　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１１４０号
愛知県尾張旭市狩宿新町１丁目65番地
債務者　根笹板金ことエヌシーシーサービスステーションこと　根笹　武司
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５０１号
愛知県春日井市下市場町３丁目10番地17
債務者　西川百合子（旧姓内木）
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５６８号
愛知県東海市荒尾町恵毛13番地
債務者　阿南　君子
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６３７号
名古屋市緑区浦里４丁目８番地　南浦里荘210号
債務者　三宅　民代
１　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６号
山口県萩市大字吉田町７番地11
債務者　田邉　豊志
１　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第１６０８号
福岡県糸島市前原駅南３丁目20番７号　201
債務者　原田　淑子
１　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６５０号
福岡市南区横手南町５番13号
債務者　宮本　春夫
１　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部